

PwC Legal Insight (No.03/2019)

サイバーセキュリティ法案が承認

Issue 27 May 2019

pwc

.....
タイにおけるサイバーセキュリティ法案が、2019年2月28日に国家立法審議会で承認されました。
.....

国家立法議会は、2019年2月28日にサイバーセキュリティ法案を承認しました。法律が施行されると、すべての産業セクターに影響が及ぶことが明確であり、各組織は法案に定める新しい要件に従う必要があります。そのため、本法律が施行される前に、サイバー攻撃への対応状況を確認する必要があります。

サイバーセキュリティ法の主な内容は、以下のとおりです。

サイバーセキュリティ法の主な内容

本法案では、権限を有する当局に対して、該当するすべての産業セクターが本法律に準拠しているかを監視する権限を与えています。このことは、権限を有する当局に対して、以下の手段を通じた不法な行動やプロセスについて対処する権限を与えるものとなります。

- コンピューターまたはコンピューターシステムを介するもの
- コンピューターシステム、コンピューターデータまたはその他関連データに、危害を加える事を目的とした悪意あるプログラムを介するもの(コンピューター、コンピューターシステムまたはその他関連データに対する潜在的な脅威を含む)

上記の違法行為は、「サイバー脅威」として一般に広く知られているものであり、法案の中では(i)重要ではない(ii)重要(iii)危険、の3つのレベルに分類されています。

本法案は、以下の組織に対して、優先的に適用されます。

- 重要情報インフラストラクチャーに従事する民間機関および公共機関
- 国家安全保障、公共秩序、国家経済安全保障または公共の利益を目的とするインフラストラクチャーのために、コンピューターおよびコンピューターシステムを使用する民間機関および公共機関

また、本法案では、以下の分野において事業活動を行っている組織を、重要情報インフラストラクチャーに従事する組織(以下、「重要情報インフラ組織」という)として分類しています。

- a) 国家安全保障
- b) 重要な公共サービス
- c) ファイナンスと銀行
- d) 情報テクノロジーとテレコミュニケーション
- e) 交通と輸送
- f) エネルギーと公益事業
- g) 公共衛生
- h) 委員会により指定されたその他業務

重要情報インフラ組織は本法律によって、以下を含む様々な義務を負います(なお、重要情報インフラ組織が負う義務は、以下に限りません。)

- 当該組織のマネージメント、業務担当者、コンピューターの所有者およびコンピューターシステムの管理者の名前や連絡先情報を提供すること
- 権限を有する当局より発行されるサイバーセキュリティの規定に従うための規範および基準を作成すること
- リスクアセスメントを行うこと
- サイバー脅威を報告すること

サイバー脅威があった場合には、重要情報インフラ組織は、関連する情報、コンピューターデータおよびコンピューターシステムを調査し、防御手段を取り、サイバー脅威のリスクを軽減するため、定められた規範や基準に従うことが求められます。さらに、遅延なく、指定された権限を有する当局に報告する事が求められます。

また、本法律の下、権限を有する当局は、サイバー脅威が懸念される組織に対して、以下の様な行動を取るよう指示する権限を持ちます。

- サイバー脅威に関連する情報や資料を提供すること
- サイバー脅威に対処するため、必要な範囲内に限り、以下へのアクセスを提供すること
 - コンピューターデータやコンピューターシステムが保管されている場所
 - 上記のコンピューターシステムに関連するコンピューターデータや関連するその他の情報
- コンピューターまたはコンピューターシステムを監視すること
- 関連当局の者がコンピューターまたはコンピューターシステムの動作確認を行うことを許可すること
- コンピューター、コンピューターシステムまたは、その他機器の没収・使用停止をされること

本法律に従わない場合には、罰金や、禁固、またはその両方と言った刑事罰が課されます。

重要な情報

企業が本法律を違反した場合には、企業のディレクター、マネージャー、その他組織を代表する者、協力者または、違反に気付いていたが防ぐ為に適切な行動を行わなかった者は、企業に課されるのと同等の罰則を負う責任があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Vunnipa Ruamrangsri
Nopparat Lalitkomon
Korapat Sukhummek

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com

熊崎 裕之 (0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.